

## 自治基本条例の現段階と可能性（上）<sup>※</sup>

沼田 良  
安藤 愛

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| I 自治基本条例の悉皆調査            |           |
| 1. はじめに — 視角と方法          |           |
| 2. 314条例と10の評価基準         |           |
| 3. 評価基準による条例分析           |           |
| 4. 小 括                   | (以上、本号)   |
| II 先行する自治基本条例論の検討        | (以下、次号以降) |
| III フィリップ・セルズニックの「法の三類型」 |           |
| IV 自治基本条例の新類型と可能性        |           |

※ 本稿は、安藤愛の学位論文「自治基本条例の意味の構造化 — P.セルズニックの法発展類型論に示唆を得て —」のデータをもとにして、沼田と安藤が全面的に加筆訂正したものである。

## I 自治基本条例の悉皆調査

### 1. はじめに — 視角と方法

自治基本条例はすでに全自治体の約2割が制定している。ひところの「まちの憲法」などと呼ばれたブームが去って、「制定の動きはやや一段落を感じさせる」（地方自治総合研究所長・辻山幸宣氏口述）との印象も強い。ただし東日本大震災を主要な契機として、このところ傾向が変わりつつある。まず本稿Ⅰでは、この変化と可能性を見定めるために、我が国で初めて自治基本条例の全件数を対象にした悉皆調査を行い、それを集約して自作の表とグラフに取りまとめる。

この条例は、他の多くの条例群とは異なり、国の法律によって自治体に制定が義務付けられたものではない。いわば根拠法のない「自由な」条例なのである。したがって制定そのものが各自治体の自由意思にもとづくから、限定的な定義型思考にはなじまず、むしろ概念としてとらえるべきものであろう。

マックス・ウェーバーは近代官僚制を析出するために、従来の定義を避けて「理念型 (Idealtypus)」という新しい概念装置を考案した<sup>(1)</sup>。ここではウェーバーの手法にならって、定義になじまない自治基本条例を概念として認識するために、評価基準 (Evaluation criteria) によって分析していきたい。

これに関連して、アメリカの法社会学者フィリップ・セルズニックは、定義と概念について次のように指摘している。ちなみにセルズニックについては、本稿のⅢで詳しく検討する。

「法を含む社会的諸現象の研究においては、定義は『弱く』、概念もしくは理論は『強く』するのが正しいやり方である」という。これがセルズニックの「社会科学的な戦略」

---

(1) マックス・ウェーバー「経済と社会」世良晃志郎訳(1960)『支配の社会学Ⅰ』創文社所収 pp. 60-63参照。原著は以下を参照 — Weber, Max.(2005) *MWG I/22-4: Wirtschaft und Gesellschaft. Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte. Nachlaß. Teilband 4: Herrschaft, Tübingen: Mohr Siebeck.* ウェーバーが「定義をしていない」ことに関しては、今村都南雄(1997)『行政学の基礎理論』三嶺書房 pp. 165-170、野口雅広(2011)『官僚制批判の論理と心理 — デモクラシーの友と敵』中央公論新社(中公新書) pp. 33-34も参照。

なのである<sup>(2)</sup>。

またこうしたセルズニックの「戦略」について、国際基督教大学の西尾隆教授は次のようにいう。

「セルズニックの概念規定の仕方はかなり粗い。けれどもそれは『定義 (definition) は弱く、概念 (concept) ・理論 (theory) は強く』という彼の一貫した『社会科学的戦略』に基づいた意図的なものであり、重心を概念の相互関係に置こうとすれば、避けることのできない手法といえる」<sup>(3)</sup>。

さて、自治基本条例の制定状況は、自治体における自治立法権の到達点を示すものだといいてよい。したがって、単に市民の参加・協働を推進する法的枠組みだけにはとどまらない。それらに加えて、総合計画の根拠、大災害時における独自の行動準則、自治体の基本権の法源などにもなりうるだろう。本稿ではこの変化の様相を明らかにし、次のステージに向けた可能性を模索したい。

この点に関してセルズニックは、法の性質を探求する場合における「経験的研究」の不可欠な重要性について次のように指摘している。

「法の性質は — およそどの社会現象の性質でもそうであるが — 探求の途上で明らかになるものである。それは結果であって出発点ではない。それは、法的秩序づけの相互依存的で可変的な諸側面 — たとえば、権威の正当化、正義の感覚、準則の形成と適用、法知識、法の発展、法的能力、法的役割、法の病理など — に関する経験的研究をはなれては知りえないものである」<sup>(4)</sup>。

こうしたセルズニックの「経験的研究」を参考にしながら、本稿では自治基本条例について、現状分析と先行研究によって現段階と可能性とを検討する。まず現段階として既存の条例と理論を分析したうえで、その可能性を探る。すなわちⅠでは、314の自治基本条例について悉皆調査を行い、10の評価基準 (Evaluation criteria) によって個別に内容を分析し自作の図表に集約する。続くⅡでは、先行する政治学・行政学と行政法学の代表的な自治基本条例論を取り上げて、同じ10の評価基準によって個別に内容を吟味し表にする。ここまでは評価基準による現状の分析と理論の吟味である。そのうえでⅠとⅡを踏まえて、

---

(2) Nonet, Philippe; Selznick, Philip (1978). *Law and Society in Transition: Toward Responsive Law*. Harper & Row. [P. ノネ、P. セルズニック、六本佳平訳 (1981) 『法と社会の変動理論』岩波書店 pp. 12-15]。以下の引用 (註2) は六本訳による。

(3) 西尾隆 (1987) 「セルズニックの『制度』理論」『国際基督教大学学報Ⅱ B 社会科学ジャーナル』26号 p. 41。

(4) ノネ=セルズニック (1981) 前掲 (註2) p. 14。

Ⅲではセルズニックの法発展類型論を引照しながら、Ⅳで自治基本条例の新しい類型と今後の可能性を模索することとしたい。

## 2. 314条例と10の評価基準

この条例は2014（平成26）年4月1日現在、全国で314の自治体（全団体の約18%）が様々な名称で制定している。しかし制定済みの事例は、内容が雑多で玉石混淆といってよい。一部には、市民の意向を反映したとは認めがたいコピー&ペーストのような条例さえも散見される。なお、ここでは廃止された石川県加賀市のまちづくり基本条例は含まない。

まず、314条例の内容を、10の評価基準でチェックしていく。10の評価基準とは、自治体の上位規範、市民の権利・義務、議会の責務、行政の責務、市民参加・協働、住民投票、情報共有、災害時緊急対応、総合計画、自治体の基本権である。

それらの規定・未規定を一覧表に集約し、さらにはグラフ化することによって、この条例群の内容的な分布と変化の兆しを見定めたい。そしてそれを詳細に分析・吟味して、この条例が内在する現在までの特徴と傾向を概念として確認する。10の評価基準の概要を簡単に示すと以下のとおりである。

評価基準の第1は「自治体の上位規範」である。すなわち、当該団体の法体系（条例・規則システム）において、この条例が上位（最上位）規範として位置付けられているかどうかという論点である。

第2は「市民の権利・義務」である。権利は主に市政に参加する権利を指す。義務は主にまちづくりの主体として、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つことを意味する。

第3は「議会の責務」で、住民の意思が市政に反映されるよう活動することを意味する。

第4は「行政の責務」で、行政としての主語を誰にするかで文脈が微妙に変わる。

第5は「市民参加・協働」である。自治体の運営に市民がどのように関わるかという論点である。

第6は「住民投票」である。この文脈でいう住民投票とは諮問型であり、直接投票と間接決定とを組み合わせた独特の仕組みである。

第7は「情報共有」である。自治体の保有する情報に対して、住民が自らのものとしてアクセスしそれを知りうるかという論点である。

第8は「災害時緊急対応」である。大震災などの災害に対して緊急に対処しようとする

とき、独自の行動が可能になる法源とすべきだという論点である。

第9は「総合計画」である。策定の義務付けが解除された総合計画の民主的な根拠とすべきだとする論点である。

第10の「自治体の基本権」とは、基本的人権と並び立つような自治体の基本権を制度化することをいう。

### 3. 評価基準による条例分析

#### 【評価基準1「自治体の上位規範」】

評価基準の第1は「自治体の上位規範」である。すなわち、当該団体の法体系（条例・規則システム）において、この条例が上位（最上位）規範として位置付けられているかどうかという論点<sup>(5)</sup>である。

自治体は市民、議会、行政の3要素から成り立っている。この三つのそれぞれに基本条例がありうる。これら三つの上位規範としてシンプルな内容の自治基本条例を据える。そのように配置すれば、自治体における法体系のイメージが明確になるだろう。

314条例のうち、「上位規範」について規定しているのは301条例であり、全体の約96%にあたる。上位規範として最初に規定した団体は、2001（平成13）年の北海道ニセコ町〔図表2のNo.2、以下同じ〕である。ただしニセコ町の規定には問題もある。まちづくりの基本を示すべき条例であるにもかかわらず、全57条と長尺なことである。

時系列でいえば、最も制定数が多かった年度は、2007（平成19）年度の39条例である。これの素因としては、2000（平成12）年4月施行の地方分権一括法（機関委任事務制度の廃止など）の影響が考えられるであろう。次いで多いのは2010（平成22）年度の36条例、2011（平成23）年度の34条例などである。これらの誘因としては新潟県中越地震、東日本大震災がありうるであろう。

ほかに特徴的な事例としては、「尊重」や「整合性を図る」ことだけを規定（図表2の

---

(5) ドイツ法学に「法段階説」という学説がある。20世紀の前半期に活躍したオーストリア出身の国法学者ハンス・ケルゼンが、主著『純粋法学』のなかで主張した。法はその重要性に従って階段のように上下に配置され、上位規範が下位規範に根拠を与えているという考え方である。つまり憲法が頂点の最上位にあり、その下に基本法があり、さらにその下にさまざまな個別法がある。各規範が段階的に配置されており、一国の法体系がピラミッド状に構成されることになる。(Kelsen, Hans. (1960) *Reine Rechtslehre. Mit einem Anhang: Das Problem der Gerechtigkeit*, F. Deuticke. [長尾龍一訳 2014『純粋法学（第二版）』岩波書店 p. 214])

上位規範△のもの) している条例である。また、北海道苫前町 [No.41] における「最高条例」や広島県三次市 [No.65] の「最高の約束」、北海道置戸町 [No.199] の「一番大切な決めごと」、山形県庄内町 [No.263] の「最大限に尊重する大切な決まり」のような、ユニークな文言も見うけられる。

「最高規範」という文言に対しては、“憲法は日本国憲法だけしか存在しない” “自治体の憲法など憲法違反だ” 等々の批判も仄聞する。しかし実際には、東京都杉並区 [No.10]、新潟県柏崎市 [No.11]、東京都多摩市 [No.19] など、全体の6割近い181もの自治体が「最高規範」（図表2 上位規範◎のもの）と規定している。

### 【評価基準2「市民の権利・義務」】

評価基準2は「市民の権利・義務」である。市民の権利については、原則として「市政に参加する権利」を指している場合が多い。また市民の義務については、主に議会や行政の責務に合わせる形で「市民の責務」という文言が使われ、「まちづくりの主体として、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つ」というように規定される場合が多い。

2002（平成14）年の北海道 [No.4] を除き、314条例のすべてで「市民の権利・義務」について何らかの規定を置いている。市民の権利・義務を最初に規定した団体は、1997（平成9）年の大阪府箕面市 [No.1] における「役割・責務」であり、次いで2001（平成13）年の北海道ニセコ町 [No.2] における「権利・責務」という規定が見られる。

なお図表2の記載においては、権利だけを規定する場合（◎+権利）、義務だけを規定する場合（△+義務）、役割のみを規定する場合（◎+役割）、権利・義務と規定する場合（○）、権利・役割と規定する場合（◎）、役割・義務と規定する場合（△）、責任と規定する場合（△+責任）、権利と役割、姿勢を規定する場合（◎+役割、姿勢）の8種類に分けてある。

ほかに特徴的な事例としては、長野県軽井沢町 [No.102] の「町民と住民の権利・義務」というように、町民と住民とを分けて規定している場合である。同町では、町民を「軽井沢町内に住所を有する者」、住民を「町民、別荘所有者、滞在者、町内就業者及び通学者」と定義している。そのうえで、町民には「知る権利」と「参画する権利」を、住民には「環境の保全と善良な風俗維持」の義務と、「地域の担い手として様々な活動に参加する」義務とを規定している。

権利については、愛知県日進市 [No.108] における「平和的生存権」や「環境権」、青森県おいらせ町 [No.146] の「生活に関する権利」、埼玉県三郷市 [No.169] の「行政サー

ビスを受ける権利」のようにユニークな権利も見うけられる。

北海道奈井江町 [No.27] をはじめとして、「人権の尊重」の規定を置く自治体も少なからず散見される。その他、神奈川県大和市 [No.32] などの「子どもの権利」の規定、北海道白老町 [No.72] などの「基本姿勢」の規定、島根県隠岐の島町 [No.52] などの「権利・役割・責務」の三項目を規定する条例もある。

義務については、東京都清瀬市 [No.7] と鳥取県米子市 [No.260] では「責任」と規定している。

### 【評価基準3「議会の責務」】

評価基準3は「議会の責務」である。議会の責務については、多くの条例が原則として「住民の意思が市政に反映されるよう活動する」ことを責務として規定している。なかには、北海道ニセコ町 [No.2] の第17条のように、議会の役割を規定する自治体も見られた。議会の責務と行政の責務はおおむねセットで規定される場合がある。

314条例のうち、「議会の責務」について規定しているのは295条例であり、全体の約94%にあたる。議会の責務を最初に規定した団体は、2003（平成15）年の福島県会津坂下町 [No.5] である。

図表2においては、責務だけを規定する場合（○）、責務と役割を規定する場合（◎）、役割のみを規定する場合（△）、議員の責務を規定する場合（○+議員）、責任と規定する場合（○+責任）の5種類に分けて記載してある。

なかには、東京都杉並区 [No.10] のように、議会だけでなく、個々の議員の責務も規定する場合や、大阪府岸和田市 [No.39] のように、議会・議員の権利（権能）の規定を置く場合も散見された。

2006（平成18）年4月までは、議会の責務について規定する自治体はまちまちだった。しかしその後、これを規定する自治体が明らかに増えている。さらには責務に加えて、議会の役割や議員の役割に関する規定を置く自治体も同じく増えてきた。これについては、同年5月18日に北海道栗山町が初めて制定した「議会基本条例」の影響があると考えられる。

この議会基本条例とは、自治体における議会運営の基本原則を、当事者である議会が自己規定したものである。図表2で明らかのように、「市民の権利・義務」と「行政の責務」は、自治基本条例の制定当初からどこの自治体でも積極的に規定してきた。しかし議会の規定についてはかなり手薄であった。

つまり当初の自治基本条例は、実質的に市民と行政を中心とする基本条例だったといえ

る。そのため、件数は多いけれど副次的に扱われていた議会が、自分自身で議会基本条例を制定したとも考えられる。これが「議会基本条例」制定の一因といえるであろう。

特徴的な条例としては、北海道斜里町 [No.278] では「議長の責務」という規定を設けていた。茨城県ひたちなか市 [No.180] の場合は、市民に義務を課し、議会や行政については役割の規定にとどまっていた。北海道遠別町 [No.55] では、議会を「最高意思決定機関」とする規定を設けていた。

#### 【評価基準4「行政の責務」】

評価基準4は「行政の責務」である。行政の責務については、何を主語にするかによって規定の文脈が変わる。たとえば、市長が主語であれば「市の代表者として、……公正かつ誠実に市政を執行しなければならない」となり、市（町村）が主語であれば「市（町村）民と協働（連携）を図りながら、適正かつ公正に市（町村）政運営を行わなければならない」となり、さらに職員が主語であれば「誠実かつ効率的な職務を遂行し、住民との信頼関係を築き、まちづくりの支援を行います」となり、行政が主語であれば「まちづくりを促進するため、必要な施策を講じなければなりません」というように微妙に内容が変化する。なかには、三重県伊賀市 [No.24] の第42条のように行政の役割も含めて規定するケースもある。

多くの場合、長と職員の責務はまとめて規定されている。逆に北海道遠別町 [No.55] のように、町長、町職員、町、行政の4つを分けて、個別に細かく規定しているケースもある。神奈川県川崎市 [No.31] では、市長の役割と行政区長の役割とを分けて規定していた。また岐阜県岐阜市 [No.90] のように、市の責務のなかに議会の項目を置く自治体もあった。

314条例<sup>(6)</sup>のすべてが「行政の責務」について規定している。つまり市民の権利・義務を規定する場合と同数の条例が、すべて行政の責務を規定しているわけである。このことから分かるが、これまでの「自治基本条例」は市民と行政との間の基本条例という性格が強い。ちなみに行政の責務を最初に規定した団体は、1997（平成9）年の大阪府箕面市 [No.1] である。

図表2においては、責務だけを規定する場合（○）、責務と役割を規定する場合（◎）、役割のみを規定する場合（△）、（市区町）長の責務のみを規定する場合（○+（市区町）長）、責任と規定する場合（○+責任）、市長の責務と役割を規定する場合（◎+市長）、

---

(6) 廃止された石川県加賀市の「まちづくり基本条例」も同内容であった。

責務と役割と責任を規定する場合（◎＋責任）の7種類に分けて記載してある。

北海道美唄市 [No.103] の「市長の権利（権限）」を規定する場合や、滋賀県米原市 [No.66] の「市職員の権利（権能）」を規定する場合も散見された。

愛知県刈谷市 [No.226] では「子どもへの責務」として、市民・議会・長・その他執行機関に対して、「次世代を担う子どもが健全に成長できる環境をつくる責務」を課すという規定を設けていた。これは理念先行で保護法益が明確とはいえない。

またすでに述べたが、茨城県ひたちなか市 [No.180] は、市民に義務を課し、議会や行政については役割の規定にとどまっている。

### 【評価基準5「市民参加・協働」】

評価基準5は「市民参加・協働」である。市民参加の実質的な主役は、通常考えられているような市民なのではなく、あくまでも行政である。市民参加というネーミングとはうらはらに、ここでは行政こそが公共の主役なのであり、そこに外部から市民が部分的に関与するというのが参加方式の実際である。しかもどちらかといえば、市民も行政もともに結果に責任をとる場合が少ない。自治基本条例は、この点の転換をめざしていた。

他方の市民協働の場合には、市民と行政が「対等な」パートナーとして役割を分担し、協力しあって公共的な課題を解決していく活動である。したがって両者の公共精神が高くなければ、協働によって実効性をあげることは難しくなる。ここでの結果責任は、主に行政がとる場合が多いとする指摘<sup>(7)</sup>もある。

実際に条例の条文を見ていくと、東京都豊島区 [No.61] では「区民と事業者の協働」は規定されているものの、行政や議会との協働については規定されていない。さらに滋賀県長浜市 [No.222] のように「市民は自己責任のもと……」と一見、市民に責任を丸投げしているかのように解釈できる条例もある。

314条例<sup>(8)</sup>のすべてが「市民の参加・協働」について何らかの規定を置いている。つまり、「市民の権利・義務」や「行政の責務」を規定する場合と同数の条例が、いずれも「市民の参加・協働」を規定しているわけである。このことから明らかなように、やはりこれまでの「自治基本条例」は、市民と行政を中心とする基本条例という印象が強い。なお「市民参加・協働」を最初に規定したのは、1997（平成9）年の大阪府箕面市 [No.1] である。

(7) 山岡義典（1999）『時代が動くとき — 社会の変革とNPOの可能性』ぎょうせい p.130。

(8) 廃止された石川県加賀市の「まちづくり基本条例」も同内容である。

もとより規定の置き方は自治体によりまちまちで、福島県会津坂下町 [No.5] では、目的（基本理念・基本原則）のなかに規定している。滋賀県甲良町 [No.8] では「参加（参画）」や「協働」という章を設けて規定している。ほかに、市民・市（市長・職員）・議会の権利・責務のなかに規定しているケースもある。「市民の権利・義務」の規定のなかに「参加」が規定されている場合には、参加しないことによって「不利益（差別的）な扱いを受けることはない」としている。

定義についても自治体によって多様である。参加と参画を同一視する自治体がほとんどであった。しかし、宮城県登米市 [No.256] では参加と参画を別物とし、参加は「市民が、住み良い地域社会をつくるためにまちづくりに関わり、行動すること」で、参画は「まちづくりに市民の声を反映させるため、計画の立案から市民が主体的に加わること」だと定義している。また滋賀県愛荘町 [No.294] では、「協働のまちづくり」のなかに参加を規定していた。

2007（平成19）年までは前文だけに「協働」の文言を盛り込む自治体も散見された。その後は、本来の条文として「協働」を正規に規定する自治体がほとんどになった。夕張市のように、自分たちの自治体の破綻が現実になりうることに危機感をもった市民と行政により、市民協働の大切さが見直され、飛躍的に拡大したことが影響しているだろう。

また東京都練馬区 [No.208] や神奈川県大磯町 [No.233] では、一括して「参加参画」と規定していた。香川県善通寺市 [No.45] や福島県福津市 [No.140] では「共働」とし、福井県あわら市 [No.141] では「共働」とするなど、他とは異なるユニークな表記の自治体もあった。さらには、愛知県東海市 [No.13] や茨城県東海村 [No.267] の「共創」、東京都文京区 [No.28] の「協治」などのケースも見られる。福島県三春町 [No.42] では町民の参画とともに、「男女共同参画」や「子どもの参画」というユニークな規定を設けていた。

図表2においては、参加（または参画）だけを規定する場合（△）、協働だけを規定する場合（◎）、両方を規定する場合（○）の3種類に分けて記載してある。なお、参加を規定せず協働だけを規定している自治体は、茨城県ひたちなか市 [No.180] のみであった。

### 【評価基準6「住民投票」】

評価基準6は「住民投票」である。自治基本条例の文脈における住民投票とは主に諮問型であり、直接投票と間接決定を組み合わせた独特の仕組みである。つまり当該自治体における重要事項について、一定の資格を有する住民が投票によって意思表示を行う制度だといえる。

一見すると欧米の直接民主主義というレファレンダム（referendum）に似た仕組みではあるが、票決とも呼ばれるようにレファレンダムでは投票と決定が連続する。しかし諮問型住民投票では、前段の投票段階までがレファレンダムと類似しているものの、後段での投票結果が直ちに決定とはならない点が大きく異なる。その意味では、これは長や議会による決定の参考資料という意義が大きい。したがって後述するように、多くの条例が執行部などに対して結果の「尊重」を求めている。

まず、どのような場合に住民投票を実施するかについて、各規定は大きく3種類に分けられる。第一は、北海道ニセコ町 [No.2] の「町の重要事項について、直接、住民の意思を確認する」場合である。第二は、兵庫県篠山市 [No.69] の「市民の意思に沿ったまちづくりを推進する」場合である。第三は、愛知県大口町 [No.188] の「現在又は将来の住民……に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある」場合である。

314条例のうち、「住民投票」について規定しているのは274条例であり、全体の約87%にあたる。住民投票を最初に規定した団体は、2001（平成13）年の北海道ニセコ町 [No.2] である。

実際には使用しないが、市民の権利を保障するために「伝家の宝刀」<sup>(9)</sup>として用意しておく自治体が多いという印象である。議会の手続をバイパスする「常設型」（図表2住民投票の△のもの）は26条例あった。また、議会が関与して、その都度個別に住民投票条例などを制定する「個別条例型」（図表2住民投票の○のもの）は248条例あった。

実施方法についても多様である。たとえば、埼玉県鳩山町 [No.6] のように住民が市町村長や議会に請求する方法のほか、神奈川県川崎市 [No.31] のように議会又は市町村長の発議に基づく方法、北海道沼田町 [No.54] のように市町村長が実施する方法、北海道奈井江町 [No.27] のように市町村が実施する方法などがあった。福島県会津坂下町 [No.5] では、町民が「町長・議会に投票を求める権利」として規定している。

ほとんどの条例が投票結果の「尊重」を規定している。しかしこのうち「最大限尊重」を規定しているのはわずかに10条例のみであった。

### 【評価基準7「情報共有」】

評価基準7は「情報共有」である。ここでいう情報共有とは、自治体の保有する情報に

(9) 鹿沼市 — 市民部会検討資料

〈<http://www.city.kanuma.tochigi.jp/resources/content/10150/20110228-101647.pdf#search>〉（2015年9月現在）。

対して、住民が自らのものとしてアクセスしそれを知りうるかという論点である。規定の方法は大きく分けて3種類である。第一は、北海道ニセコ町 [No.2] のように、住民、行政、議会の三者がまちづくりの原則や目標として情報を共有することを掲げている（「原則として規定」している）場合である。第二は、埼玉県鳩山町 [No.6] のように、住民の権利として情報の共有を重視（「住民の権利のなかに規定」）している場合である。第三は、新潟県柏崎市 [No.11] のように、自治基本条例のなかの1つの項目として情報共有の規定を置いている（「独立の章を設けて規定」）場合である。

314条例のうち、「情報共有」について規定しているのは309条例であり、全体の約98%にあたる。規定していない他の6条例は、行政の「説明責任」を規定するにとどまっている。したがって、行政の責務が規定されている条例にはほとんどの場合、情報共有の規定が見られる。行政の責務と情報共有は対応しているといえる。情報共有を最初に規定した団体は、2001（平成13）年の北海道ニセコ町 [No.2] である。

ただし情報共有については、「事実」として規定する場合と「権利」として規定する場合では大きく意味が異なる。「事実」としての情報共有とは、役所が保有する膨大な情報を、そのまま等しく市民も保有するということである。これは現実的とは言いがたい。役所の内部でさえ担当ごとに情報が秘匿され、特に財政情報などでは職員相互の共有さえ進んでいないからである。

一方「権利」として情報を共有するのであれば、普段は役所に情報を預けておき、市民は必要なときに請求し開示させることができる。つまり事実としての共有とは、もうひとつ役所を別につくるかのような空虚な規定になりかねず、権利としての共有こそが実際の賢い選択だと考える。

現に、事実として情報共有を規定する条例（**図表2** 情報共有の△のもの）は、兵庫県宝塚市 [No.3] など55条例あった。また、権利として情報共有を規定する条例（**図表2** 情報共有の○のもの）は、北海道ニセコ町 [No.2] など254条例あった。概して2005（平成17）年度までは、事実としての情報共有を規定する条例が多かったという印象がある。

この原因としては、2006（平成18）年4月に、全国の自治体の情報公開条例の制定がほぼ100%になった状況を反映して、情報共有についての具体的な感度が市民・行政ともに深まったことが影響していると考えられる。

北海道斜里町 [No.278] では、「情報共有」に加え、「文書管理」についても規定していた。他方では、行政が保有するすべての情報を開示請求できるとする条例が大半を占めるなかで、これに逆行するかのように北海道鹿追町 [No.177] では、まちづくりに関する

情報のすべてを開示請求できるとする。また三重県鈴鹿市 [No.273] は、情報を「市民共有の財産」とするユニークな規定を置いている。

### 【評価基準8「災害時緊急対応」】

評価基準8は「災害時緊急対応」である。災害時緊急対応とは、大震災などの災害に対して緊急に対処しようとするとき、独自の行動が可能になる法源として規定すべきだとする論点である。

いま自治体は想定外の行政課題を自ら判断することが求められている。非常事態にあつては、住民と連帯してつくった協働のルールにより、各地域が自ら判断し行動することが欠かせない。国がつくった個別の法律や命令の規定では対応できなくなっているのである。自治基本条例は市民社会の法源としてのルールであり、住民の総意としての自治の公準となるものである。そして同条例を制定する本来的な意義のひとつは、この災害時緊急対応の根拠とするということだと考える。

314条例のうち、「災害時緊急対応」について規定しているのは161条例であり、全体の約51%にあたる。災害時緊急対応を最初に規定した団体は、1997（平成9）年の大阪府箕面市 [No.1] である。

これについては大きく2つのタイプに分かれる。「個別の章や項目を設けて」規定するもの（**図表2** 災害時対応の○のもの）と、「個別の章や項目を設けない」で規定するもの（**図表2** 災害時対応の△のもの）である。前者の個別規定の例としては、大阪府箕面市 [No.1] の「安全なまちづくり」、北海道ニセコ町 [No.2] の「危機管理」などがある。また後者の非個別規定の例としては、兵庫県宝塚市 [No.3] における条例制定の「目的（理念・原則・目標・指針）」としての規定や、滋賀県甲良町 [No.8] の「国・県と連携・協力して課題を解決」するとの規定などがある。

特徴的なのは、やはり最初に規定した大阪府箕面市 [No.1] の条例である。阪神・淡路大震災で被災した自らの辛い経験を踏まえて盛り込まれた規定だからである。さらに兵庫県宍粟市 [No.227] は「市民、市議会及び市の執行機関は、市民の生命、財産、暮らしの安全を守るため、過去の災害時の教訓を活かし……」（33条）と、阪神・淡路大震災との関連をより直截に規定している。

当然ながらこの論点は、東日本大震災の後にはさらに重視されるようになり、規定する自治体が明らかに増えている。栃木県日光市 [No.119] では、東日本大震災後の2011（平成23）年3月11日以降に規定を追加した。また、栃木県大田原市 [No.310] の前文には

「平成23年に発生した東日本大震災」と明記されている。さらに、被害の大きかった福島県内の白河市 [No.309] では、自治基本条例の前文に「平成23年3月11日に発生した……東日本大震災……での経験と教訓を風化させることなく」と記されている。

### 【評価基準9「総合計画」】

評価基準9は「総合計画」である。総合計画とは、自治体における総合的なまちづくりの基本理念を示す計画の体系をいう。内容的には、住民とともにまちづくりを進めること、良好な自然環境を保全すること、住民が地域社会で協力しあって生活することなどである。

自治体における総合計画は1969（昭和44）年以來、地方自治法第2条4項によって市町村に策定が義務付けられてきた。具体的には、総合計画のうちの基本構想が当該議会の議決事件として法定されてきたわけである。しかし2011（平成23）年8月、民主党政権下における地域主権改革の一環として、この規定そのものが削除されて義務付けは解除された。

結果として、総合計画をつくるかどうかは市町村の自由な判断によることになったのである。この状態で、もし仮に計画を策定したとしても、議会の議決を要さないもので、それは単なる行政計画としか位置付けられない。いわば市政のなかでは、行政の都合によってつくられた計画という意味合いが強まることになる。

長期間（平均的な計画期間は10年間）にわたってまちの将来を方向付ける計画について、市民的な合意を調達せず、その代表機関である議会の議決も要しない。このように市民の声が届かないところで行政が総合計画をつくって本当にいいのかという疑問が当然に生まれる。計画の内実を豊かなものにし、その実効性をあげるためにも、行政としては市民の理解と協力を得たいはずである。

そこで、義務付けが解除された今、自治基本条例のなかに総合計画を位置付けようという新しい動きが見られる。ここに、総合計画の根拠規定という、自治基本条例の新しい意義があるといえる。

314条例のうち、「総合計画」について規定しているのは278条例であり、全体の約88%にあたる。総合計画を最初に規定した団体は、2001（平成13）年の北海道ニセコ町 [No.2] であるが、ここでその意義が大きく転換された。

ここでも大きく2種類に分かれる。兵庫県宝塚市 [No.3] のように「総合計画」や「基本構想」と明確に規定する場合（図表2 総合計画の○のもの）と、滋賀県甲良町 [No.8] のように「計画」とだけ規定する場合（図表2 総合計画の△のもの）とである。ほかには行政運営、基本構想、市民参加（参画）などの条項中に規定する場合も散見された。

特徴的なものをあげると、福島県三春町 [No.42] では「協働」として規定し、山形県金山町 [No.57] は「総合計画の尊重」を明記し、千葉県流山市 [No.158] は総合計画を「最上位計画」と位置付け、愛知県大口町 [No.188] は計画策定を「議会の責務」と規定している。また、北海道登別市 [No.47] では、総合計画の策定にあたって自治基本条例との「整合性を図る」と規定している。

さらに、総合計画の呼称に独自のネーミングを使う自治体もあった。たとえば北海道奈井江町 [No.27] では「まちづくり計画」、栃木県高根沢町 [No.129] では「地域経営計画」、滋賀県近江八幡市 [No.252] では「市民自治基本計画」などである。

### 【評価基準10「自治体の基本権」】

評価基準10は「自治体の基本権」である。「自治体の基本権」すなわち「基本的自治体権」とは、おそらく目新しい評価基準であろう。これは、日本国憲法制定時の担当国務大臣であった金森徳次郎による造語である。日本を代表する著名な憲法学者であり、後に国立国会図書館の初代館長に就任した金森が、論文のなかで指摘<sup>(10)</sup>したものである。

つまり「基本的自治体権」とは、本来は基本的人権と並び立つべき自治体の基本権だという。その内実は、当然ながら憲法第94条の自治立法権、自治行政権、自治財政権を指すであろう。

さらに、基本的人権と並び立つものだとするならば、基本的自治体権にも自由権と社会権とを想定することができる。この観点からすれば、自由権は「国からの自由（地方分権）」と「国への自由（地域主権）」として、社会権は「社会的に有意な政策決定権」ということになるであろう。

これからの自治基本条例の可能性として、この自治体の基本権を明文によって制度化し、内実を豊かなものにしていく重要な手掛かりになりうると考えられる。

314条例中、51（全体の約16%）の自治体が、基本権の片鱗を感じさせる文言を規定している。規定の方法は大きく4種類に分かれる。第一に兵庫県宝塚市 [No.3] の「前文」に規定する場合（図表2自治体の基本権の△（前文）のもの）、第二に兵庫県伊丹市 [No.12]

(10) 金森は概要、次のように指摘する。「個人に基本的人権が存在し、憲法で確認されている。同様に基本的自治体権というべきものがあって、国家にも対抗しうるのではないか。地方自治の本旨という用語のなかには、根本の地位が予想されているのではあるまいか。」金森徳次郎（1949）「地方自治に関する近時の感想」『自治研究』1949年1月号 pp. 22-23。沼田良＝安藤愛（2015）『住民自治 再構築』北樹出版 p. 180。

の「目的（基本理念）」として規定する場合（**図表2**自治体の基本権の△のもの、以下同じ）、第三に大阪市大東市〔No.64〕の「市長の責務」として規定する場合（**図表2**の△）、そして第四に岐阜県岐阜市〔No.90〕の「条例の位置付け」に規定する場合（**図表2**の△）である。

その文言は、たとえば「地方自治の本旨に基づく市民自治の実現」（兵庫県伊丹市〔No.12〕）や、「地方自治の本旨にのっとり……」（兵庫県宝塚市〔No.3〕）などである。北海道ニセコ町〔No.2〕や山形県金山町〔No.57〕（**図表2**自治体の基本権の○のもの）にも「日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充」というフレーズが見られる。

最も注目すべきは、福島県矢祭町〔No.48〕（**図表2**自治体の基本権の◎のもの）における前文の「基本的自治権」という文言である。これは「自治体の基本権」を直截に言い表している。

#### 4. 小 括

以上の実態分析による知見を踏まえて、これからの自治基本条例がどのような内容構成になりうるのか、後段ではその可能性を探っていく。

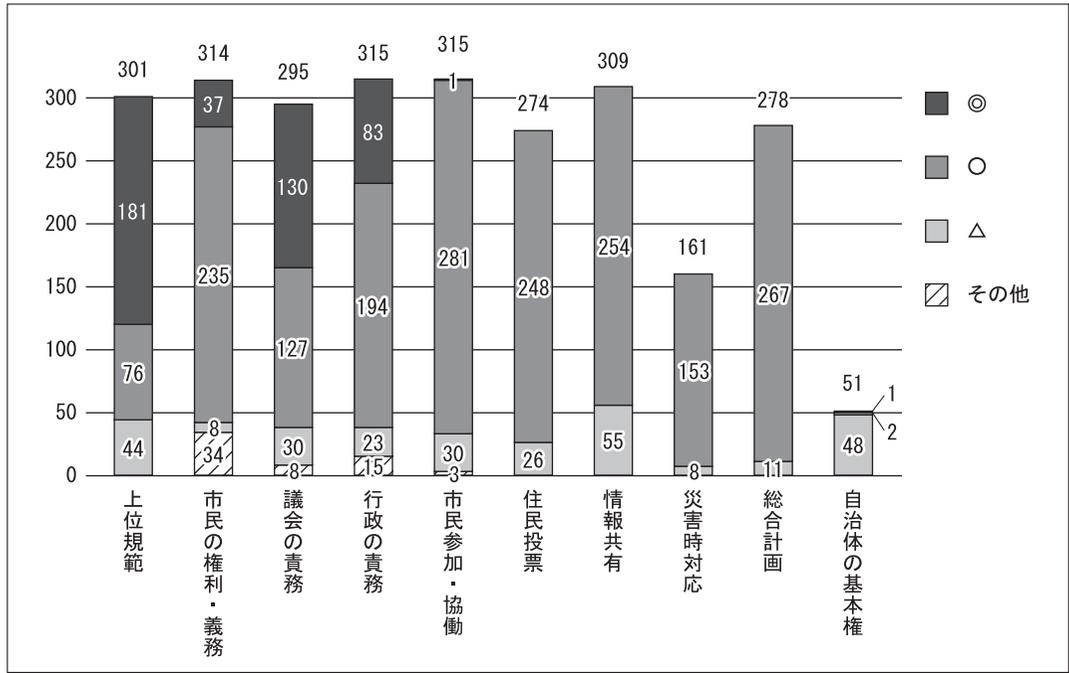
さて、314条例を10の評価基準ごとに集約して整理すると、次図（**図表1**「自治基本条例の内容分析」）のようになる。ここではひとまず、この意味内容を3点ほどに要約しておきたい。

第一に、「上位規範」とする規定では、「最高規範（**図表2**の◎）」と規定するものが意外に多数見られた。この点では従来、ともすれば日本国憲法に背馳する「まちの憲法」などという要らざる誤解や反対が生まれてきたゆえんであろう。

第二に、条文の内容については「市民の権利・義務」のほか、「行政の責務」、「市民参加・協働」、「情報共有」を規定する自治体がほぼ100%であった。したがって従来の自治基本条例は、市民と行政とを中心とする基本条例であるという印象が強い。自治体におけるもうひとつのアクターである議会について、その規定が副次的だったからこそ、途中から独自に議会基本条例の制定が拡大していったものと思われる。

そして第三に、自治基本条例の新しい意義となりうる「災害時緊急対応」や「自治体の基本権」についての規定である。たしかに該当する自治体は現状ではまだ少ない。けれど

＜図表1＞ 「自治基本条例の内容分析」（図表2をもとに安藤愛が作成）



も、前者は危惧される巨大災害への対策<sup>(11)</sup>として、後者は自治体（地方）の消滅<sup>(12)</sup>に対する防波堤として、これからさらなる広がりが見込めるテーマだと思われる。総合計画を含めて、今後の成り行きに注目したい。

なお次回のⅡでは、先行する自治基本条例論について、政治学・行政学と行政法学の代表的な論考を批判的に検討する予定である。

（ぬまた まこと 東洋大学法学部教授）

（あんどう あい 東洋大学大学院法学研究科博士前期課程）

キーワード：自治基本条例／議会基本条例／災害時緊急対応／  
基本的自治体権／P.セルズニック／  
意味の構造化（従来型・将来型・本来型）

(11) 沼田良 (2011b) 「大災害時における政治・行政・自治体のあり方 — 自治基本条例の意義を転換する —」 『自治総研』 37巻12号（通号398号） p. 9ff。

(12) 増田寛也・人口減少問題研究会ほか (2013) 「特集・壊死する地方都市」 『中央公論』 2013年12月号 p. 19ff。

＜図表2＞ 「全国の自治基本条例制定状況（平成26年4月1日現在）」

（各自治体のホームページ上の講演録、条例制定過程等の関連資料も参考にして、安藤愛が作成）

	自治体名	都道府県	条例名	施行日	上位規	市民の権利・義務	議会の責務	行政の責務	市民参加・協働	住民投票	情報共有	災害時対応	総合計画	自治体の基本権
1	箕面市	大阪府	まちづくり理念条例	H9.4.1		△		○	○			○		
2	ニセコ町	北海道	まちづくり基本条例	H13.4.1	○	○		◎	△	○	○	○	○	○
3	宝塚市	兵庫県	まちづくり基本条例	H14.4.1	○	○		○	○	△	△	△	○	△ (前文)
4	北海道	北海道	行政基本条例	H14.10.18				○	○		△		○	△
5	会津坂下町	福島県	まちづくり基本条例	H15.4.1	△	○	○	○	○	○	△			
6	鳩山町	埼玉県	まちづくり基本条例	H15.4.1	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	
7	清瀬市	東京都	まちづくり基本条例	H15.4.1		△ (責任)		○ (責任)	○		△		○	△
8	甲良町	滋賀県	まちづくり条例	H15.4.1		○	◎	○ (町長)	○	○	△	△	△	△ (前文)
9	羽咋市	石川県	まちづくり基本条例	H15.4.1	○	○	△	○	○	○	○		○	
10	杉並区	東京都	自治基本条例	H15.5.1	◎	○	○	○	○	○	○		○	
11	柏崎市	新潟県	市民参加の まちづくり基本条例	H15.10.1	◎	◎	○	○	○	○	○		○	
12	伊丹市	兵庫県	まちづくり基本条例	H15.10.1	○	○	○	○ (市長)	○	○	○			△
13	東海市	愛知県	まちづくり基本条例	H15.12.22	○	○		○	○	△	○		○	△ (前文)
14	白鷹町	山形県	協働の まちづくり条例	H16.4.1	○	◎ (権利)		○	○	○	○			
15	富士見市	埼玉県	自治基本条例	H16.4.1	○	○	○	○	○	○	○		○	
16	聖籠町	新潟県	まちづくり基本条例	H16.4.1	○	○	○	○	○	○	○		○	
17	川西町	山形県	まちづくり基本条例	H16.6.23	○	○		○	○		△		○	
18	五戸町	青森県	まちづくり基本条例	H16.7.1	△	◎ (権利)		○	○		○		○	
19	多摩市	東京都	自治基本条例	H16.8.1	◎	○	○	○ (市長)	○	○	○		○	△
20	関川村	新潟県	むらづくり基本条例	H16.8.1	◎	○	△	○	○		△		○	
21	愛川町	神奈川県	自治基本条例	H16.9.1		○	○	○	○	○	△		○	
22	草加市	埼玉県	みんなでまちづくり 自治基本条例	H16.10.1	◎	○	○	○	△	○	○		△	
23	神石高原町	広島県	人と自然が輝く まちづくり条例	H16.10.1	○	○	○	○	○		△		○	
24	伊賀市	三重県	自治基本条例	H16.12.24	◎	○	◎	◎	○	○	○		○	
25	九重町	大分県	まちづくり基本条例	H17.2.1	◎	○	◎	○	○	△	△			
26	新見市	岡山県	まちづくり基本条例	H17.3.31	◎	◎ (役割)	○	○	○	○	△		○	
27	奈井江町	北海道	まちづくり 自治基本条例	H17.4.1	◎	○	○ (責任)	○	○	△	○		○	
28	文京区	東京都	「文の京」 自治基本条例	H17.4.1	△	○	○	△	○	○	○			
29	中野区	東京都	自治基本条例	H17.4.1	△	○	○	○	△	○	○		○	
30	足立区	東京都	自治基本条例	H17.4.1	◎	○	△	○ (区長)	○	○	△		○	△
31	川崎市	神奈川県	自治基本条例	H17.4.1	◎	○	○	○	○	○	△		○	
32	大和市	神奈川県	自治基本条例	H17.4.1	◎	○	○	○	○	○	△		○	△

	自治体名	都道府県	条例名	施行日	上位規	市民の 権利・義務	議会の 責務	行政の 責務	市 参加	民 協働	住 民 投 票	情 報 共 有	災害時 対応	総合 計画	自治体の 基本権	
33	静岡市	静岡県	自治基本条例	H17. 4. 1	◎	○	○	◎	○	○	○	○		○		
34	知立市	愛知県	まちづくり基本条例	H17. 4. 1	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
35	矢掛町	岡山県	まちづくり基本条例	H17. 4. 1		△		○	○						△	
36	八戸市	青森県	協働のまちづくり 基本条例	H17. 4. 1	○	○	○	○	○	○	△			○		
37	さぬき市	香川県	まちづくり基本条例	H17. 4. 1	△	○	○	○	○	○	○			○		
38	秩父市	埼玉県	まちづくり基本条例	H17. 5.24	○	◎ (権利)	○	○	○	○	△	○		○		
39	岸和田市	大阪府	自治基本条例	H17. 8. 1	◎	○	○	○	○	○	○			○		
40	四日市市	三重県	市民自治基本条例 (理念条例)	H17. 9. 1	△	○	○	○	○	○	△			○	△	
41	苫前町	北海道	まちづくり基本条例	H17.10. 1	◎	○	○	○	○	○	○			○		
42	三春町	福島県	町民自治基本条例	H17.10. 1	◎	○	○	○	○	○	○			○	△	
43	越前市	福井県	自治基本条例	H17.10. 1	△	○		○	○	○	△					
44	豊田市	愛知県	まちづくり基本条例	H17.10. 1	△	○	○	○	○	○	△			○		
45	善通寺市	香川県	自治基本条例	H17.10. 1	◎	○	○	○	○ (共働)	○	○			○	△	
46	二本松市	福島県	市政運営基本条例	H17.12. 1	○	◎ (権利)		○	○		○			○		
47	登別市	北海道	まちづくり基本条例	H17.12.21	◎	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	
48	矢祭町	福島県	自治基本条例	H18. 1. 1		◎ (権利)	○ (議員)	○	△					○	◎	
49	名張市	三重県	自治基本条例	H18. 1. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	△	
50	木曾町	長野県	まちづくり条例	H18. 1.26	◎	○	◎	○	○	○	○			○	△ (前文)	
51	瀬戸内市	岡山県	自治基本条例	H18. 2.13	○	◎ (役割)	△	○	○	○	○			○		
52	隠岐の島町	島根県	まちづくり基本条例	H18. 3.27	△	○	○	○	○	○	○			△		
53	清水町	北海道	まちづくり基本条例	H18. 4. 1	○	○	○	○	△	○	△					
54	沼田町	北海道	まちづくり基本条例	H18. 4. 1	◎	○	◎	○ (責任)	△	△	○			○		
55	遠別町	北海道	自治基本条例	H18. 4. 1	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○		
56	長井市	山形県	まちづくり基本条例	H18. 4. 1	◎	◎ (役割)	○ (議員)	○	○		△			○		
57	金山町	山形県	自律のまちづくり 基本条例	H18. 4. 1	○	○		○	△	○	○			○	○	
58	三島町	福島県	まちづくり基本条例	H18. 4. 1	○	△	◎	◎	△	○	△			○		
59	芳賀町	栃木県	まちづくり基本条例	H18. 4. 1	◎	△	◎	◎	○	○	△			○		
60	太田市	群馬県	まちづくり基本条例	H18. 4. 1	◎	◎ (権利)	△	△	○	○	○	○	○	○		
61	豊島区	東京都	自治の 推進に関する 基本条例	H18. 4. 1	◎	○	◎	○ (市長)	○	○	○	○	○	○		
62	三鷹市	東京都	自治基本条例	H18. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
※	加賀市	石川県	まちづくり基本条例 平成24年4月1日から 市民主役条例へ 廃止	H18. 4. 1 H23. 3.23 廃止	○	○		○	○	○	○			○		
63	池田市	大阪府	みんなで作る まちの基本条例	H18. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	△			○		
64	大東市	大阪府	自治基本条例	H18. 4. 1	◎	○	◎	◎ (市長)	○	△	○	○	○	○	△	
65	三次市	広島県	まち・ゆめ 基本条例	H18. 4. 1	○	○	◎	○	○	○	○					
66	米原市	滋賀県	自治基本条例	H18. 9. 1	◎	◎ (役割)	○	○	○	○	○					
67	音更町	北海道	まちづくり基本条例	H18.10. 1	◎	◎ (権利)	◎	○	○	○	○			○		

	自治体名	都道府県	条 例 名	施行日	上 位 規 範	市 民 の 権 利 ・ 義 務	議 会 の 責 務	行 政 の 責 務	市 民 参 加 ・ 協 働	住 民 投 票	情 報 共 有	災 害 時 対 応	総 合 計 画	自 治 体 の 基 本 権
68	平塚市	神奈川県	自治基本条例	H18.10.1	△	○	○	○	○	○	○		○	
69	篠山市	兵庫県	自治基本条例	H18.10.1	◎	○	◎	○	○	○	○	○		
70	丸亀市	香川県	自治基本条例	H18.10.1	◎	○	○	○	○	○	○		○	△ (前文)
71	新座市	埼玉県	自治憲章条例	H18.11.1	◎	○	○	○	○	○	○		○	△
72	白老町	北海道	自治基本条例	H19.1.1	◎	◎	◎	◎	△	○	○	○	○	
73	多治見市	岐阜県	市政基本条例	H19.1.1	◎	△	◎	◎	△	○	○	○	○	
74	吹田市	大阪府	自治基本条例	H19.1.1	◎	○	◎	○	○	○	○		○	
75	芽室町	北海道	自治基本条例	H19.3.5	◎	○	◎	○	△	○	○		○	
76	下川町	北海道	自治基本条例	H19.4.1	◎	◎ (役割)	◎	○	△	○	○		○	
77	札幌市	北海道	自治基本条例	H19.4.1	◎	○	◎	○	△	○	○		○	
78	苫小牧市	北海道	自治基本条例	H19.4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
79	留萌市	北海道	自治基本条例	H19.4.1	◎	○	◎	○	○	○	○		○	
80	帯広市	北海道	まちづくり基本条例	H19.4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
81	稚内市	北海道	自治基本条例	H19.4.1	◎	○	◎	○	○	○	△		○	
82	中札内村	北海道	まちづくり基本条例	H19.4.1	○	○	◎	○	△	○	△	○	○	
83	遠軽町	北海道	まちづくり 自治基本条例	H19.4.1	◎	○	○	○	○	○	○		○	
84	大玉村	福島県	自治基本条例	H19.4.1	○	○	○	○	○		○			
85	玉村町	群馬県	自治基本条例	H19.4.1	◎	○	◎	◎	○		○		○	
86	妙高市	新潟県	自治基本条例	H19.4.1	○	○	○	○	○	○	○		○	
87	湯河原町	神奈川県	自治基本条例	H19.4.1	○	○	○	○	○		○		○	
88	飯田市	長野県	自治基本条例	H19.4.1	◎	◎	○	○	○	○	○		○	
89	千曲市	長野県	まちづくり基本条例	H19.4.1	○	○	○ (議員)	○	△	○	○	○	○	
90	岐阜市	岐阜県	住民自治基本条例	H19.4.1	△	◎	○	○	○	○	○			△
91	豊中市	大阪府	自治基本条例	H19.4.1	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△ (前文)
92	柏原市	大阪府	まちづくり基本条例	H19.4.1	○	○		○	○		○		○	
93	北栄町	鳥取県	自治基本条例	H19.4.1	◎	○	○	○	○	○	○	○	△	
94	邑南町	島根県	まちづくり基本条例	H19.4.1	○	◎	○	△	○		○		△	
95	久万高原町	愛媛県	まちづくり基本条例	H19.4.1	◎	○	○	○	○	○	△	○	○	
96	寒川町	神奈川県	自治基本条例	H19.4.1	◎	△	○	○	○	○	○		○	
97	階上町	青森県	協働の まちづくり条例	H19.4.1	○	○	○	◎	○		○	△	○	
98	うきは市	福岡県	協働のまちづくり 基本条例	H19.4.1	◎	○	◎	◎	○		○		○	
99	甲府市	山梨県	自治基本条例	H19.6.21	◎	○	◎	○	○	○	○		○	△
100	四国中央市	愛媛県	自治基本条例	H19.7.1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	
101	佐井村	青森県	むらづくり基本条例	H19.7.1		○	◎	◎	○	○	○		○	
102	軽井沢町	長野県	まちづくり基本条例	H19.8.1	○	○		○	○		○			
103	美唄市	北海道	まちづくり基本条例	H19.9.1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
104	遊佐町	山形県	まちづくり基本条例	H19.9.1		○	◎	◎	○	○	△			

	自治体名	都道府県	条 例 名	施行日	上 位 規 範	市 民 の 権 利 ・ 義 務	議 会 の 責 務	行 政 の 責 務	市 民 参 加 ・ 協 働	住 民 投 票	情 報 共 有	災 害 時 対 応	総 合 計 画	自 治 体 の 基 本 権
105	七 飯 町	北 海 道	まちづくり基本条例	H19.10.1	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	
106	熊 谷 市	埼 玉 県	自治基本条例	H19.10.1	○	○	○	○	○		△			
107	美 里 町	埼 玉 県	まちづくり基本条例	H19.10.1	◎	○	◎	◎	○	○	○		○	
108	日 進 市	愛 知 県	自治基本条例	H19.10.1	◎	○	◎	◎	○	○	○		○	
109	海 老 名 市	神 奈 川 県	自治基本条例	H19.10.1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (前文)
110	野 洲 市	滋 賀 県	まちづくり基本条例	H19.10.1	◎	◎	△	△	○	○	○			
111	新 潟 市	新 潟 県	自治基本条例	H20.2.22	○	○	◎	◎	○	○	○			
112	平 取 町	北 海 道	自治基本条例	H20.4.1	◎	○	◎	○	○	○	△	○	○	
113	上 川 町	北 海 道	まちづくり基本条例	H20.4.1	◎	○	○ (責任)	○ (責任)	○	○	○		○	
114	石 狩 市	北 海 道	自治基本条例	H20.4.1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	
115	花 巻 市	岩 手 県	まちづくり基本条例	H20.4.1	◎	○	◎	◎	○	△	○		○	
116	南 相 馬 市	福 島 県	自治基本条例	H20.4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
117	西 会 津 町	福 島 県	まちづくり基本条例	H20.4.1	○	◎	○	○	○	○	○	△	○	
118	小 美 玉 市	茨 城 県	自治基本条例	H20.4.1	◎	○	○	○	○		○	○	○	
119	日 光 市	栃 木 県	まちづくり基本条例	H20.4.1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
120	みなかみ町	群 馬 県	まちづくり基本条例	H20.4.1	△	○	○	○	○	○	○			
121	宮 代 町	埼 玉 県	まちづくり基本条例	H20.4.1	◎	◎	△	△	○	○	○	○	○	
122	開 成 町	神 奈 川 県	あじさいのまち開成 自治基本条例	H20.4.1	△	○	○	○	○	○	○		○	△
123	上 越 市	新 潟 県	自治基本条例	H20.4.1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
124	輪 島 市	石 川 県	自治基本条例	H20.4.1	◎	○	○	○	△	○	○	○	○	△ (前文)
125	京 丹 後 市	京 都 府	まちづくり基本条例	H20.4.1	◎	◎	○	○	△	○	○	○		
126	寝 屋 川 市	大 阪 府	みんなのまち 基本条例	H20.4.1	△	△	◎	◎	○	○	△	○		
127	亘 理 町	宮 城 県	まちづくり基本条例	H20.4.1	○	○	○	○	○	○	○		○	
128	愛 南 町	愛 媛 県	自治基本条例	H20.4.1	◎	○	◎	◎	△	○	○	○	○	
129	高 根 沢 町	栃 木 県	まちづくり基本条例	H20.6.10	○	○	○	○	○	○	○		○	
130	宮 古 市	岩 手 県	自治基本条例	H20.7.1	◎	○	○	○	○	○	○		○	
131	駒 ヶ 根 市	長 野 県	協働の まちづくり条例	H20.7.1	○	◎ (役割)	△	△	○		△		○	
132	志 摩 市	三 重 県	まちづくり基本条例	H20.8.1	◎	○	◎	○	○	○	○			
133	大 津 町	熊 本 県	まちづくり基本条例	H20.9.24	◎	○	◎	◎	○	○	○		○	
134	芦 別 市	北 海 道	まちづくり基本条例	H20.10.1	◎	◎ (権利)	△	◎	○	○	○	○	○	
135	みよし市	愛 知 県	自治基本条例	H20.10.1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
136	鳥 取 市	鳥 取 県	自治基本条例	H20.10.1	△	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
137	笠 岡 市	岡 山 県	自治基本条例	H20.10.1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
138	薩 摩 川 内 市	鹿 児 島 県	自治基本条例	H20.10.12	◎	○	◎	○	○	○	○		○	△ (前文)
139	雲 南 市	島 根 県	まちづくり基本条例	H20.11.1	◎	○	◎	◎	△		○			
140	福 津 市	福 岡 県	みんなですずめる まちづくり基本条例	H20.12.1		△ (責務)	○	○	○ (共働)		△		○	
141	あ わ ら 市	福 井 県	まちづくり基本条例	H21.3.1		○	○	○	○ (共働)	○	○		○	△ (前文)

	自治体名	都道府県	条例名	施行日	上位規	市民の 権利・義務	議会の 責務	行政の 責務	市 参加・協働	住 民 投 票	情 報 共 有	災 害 時 対 応	総 合 計 画	自治体の 基本権
142	神奈川県	神奈川県	自治基本条例	H21. 3.27	○	○	○	○	△	△	○		○	
143	上富良野町	北海道	自治基本条例	H21. 4. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	
144	幌延町	北海道	まちづくり基本条例	H21. 4. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	
145	士幌町	北海道	まちづくり基本条例	H21. 4. 1	◎	◎ (権利)	◎	◎	△	○	△		○	
146	おいらせ町	青森県	自治基本条例	H21. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
147	宇都宮市	栃木県	自治基本条例	H21. 4. 1	○	○	○	○	○	○	△		○	
148	川口市	埼玉県	自治基本条例	H21. 4. 1	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○		
149	国分寺市	東京都	自治基本条例	H21. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	△		○	△
150	箱根町	神奈川県	自治基本条例	H21. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○		○	
151	都留市	山梨県	自治基本条例	H21. 4. 1	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	
152	日吉津村	鳥取県	自治基本条例	H21. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
153	洋野町	岩手県	まちづくり基本条例	H21. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	△	
154	福島町	北海道	まちづくり基本条例	H21. 4. 1	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	
155	厚沢部町	北海道	素敵な過疎の まちづくり基本条例	H21. 4. 1	◎	○	○ (責任)	○ (責任)	○	○	○	○	○	
156	三笠市	北海道	未来づくり 基本条例	H21. 4. 1	◎	○	◎	○	○	△	○	○	○	
157	東松島市	宮城県	まちづくり基本条例	H21. 4. 1	△	◎	△	△	○	○	○	○	○	
158	流山市	千葉県	自治基本条例	H21. 4. 1	◎	○	△	○	○	○	○	○	○	△ (前文)
159	大井町	神奈川県	自治基本条例	H21. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	△			
160	朝来市	兵庫県	自治基本条例	H21. 4. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	
161	にかほ市	秋田県	自治基本条例	H21. 6.25	◎	○	◎	○	○	○	○		○	
162	江別市	北海道	自治基本条例	H21. 7. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
163	阪南市	大阪府	自治基本条例	H21. 7. 1	◎	○	◎	○	○	○	○		○	
164	養父市	兵庫県	まちづくり基本条例	H21. 7. 1	○	○	○	○	○	△	○	○	△	
165	越谷市	埼玉県	自治基本条例	H21. 9. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	
166	由布市	大分県	住民自治基本条例	H21. 9.25	△	○	◎	◎	○	○	○		○	
167	奥州市	岩手県	自治基本条例	H21. 10. 1	◎	○	○	○	○	△	○	○	○	
168	古河市	茨城県	自治基本条例	H21. 10. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	
169	三郷市	埼玉県	自治基本条例	H21. 10. 1	◎	○	◎	○	○	△	○	○	○	
170	小平市	東京都	自治基本条例	H21. 12.22	△	◎ (権利)	○	○	○	○	○	○	○	
171	伊予市	愛媛県	自治基本条例	H22. 1. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
172	高松市	香川県	自治基本条例	H22. 2.15	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
173	那珂市	茨城県	協働の まちづくり推進 基本条例	H22. 3.25	○	◎ (役割)	△	△	○	○	○			
174	綾瀬市	神奈川県	自治基本条例	H22. 3.25	○	○	○	○	△	○	○		○	
175	名寄市	北海道	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	◎	◎	△	○	○	○	○	
176	八雲町	北海道	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	◎	◎	△	○	○	○	○	○	
177	鹿追町	北海道	まちづくり基本条例	H22. 4. 1	○	○	◎ (責任)	◎ (責任)	○	○	○	○	○	

	自治体名	都道府県	条 例 名	施行日	上 位 規 範	市 民 の 権 利 ・ 義 務	議 会 の 責 務	行 政 の 責 務	市 参 加 ・ 協 働	住 民 投 票	情 報 共 有	災 害 時 対 応	総 合 計 画	自 治 体 の 基 本 権
178	和 寒 町	北 海 道	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	◎	○	○	○	△	○	○	○	
179	柴 田 町	宮 城 県	住民自治による まちづくり基本条例	H22. 4. 1	○	◎ (役割)	△	△	○	△	△		○	
180	ひたちなか市	茨 城 県	自立と協働の まちづくり基本条例	H22. 4. 1	◎	○	△	△	◎		○		○	
181	春日部市	埼 玉 県	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
182	羽 生 市	埼 玉 県	まちづくり 自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
183	北 本 市	埼 玉 県	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○		○	
184	茅ヶ崎市	神 奈 川 県	自治基本条例	H22. 4. 1	△	○	○	○	○	○	○		○	△
185	小 諸 市	長 野 県	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	◎	○	◎	○	△	○		○	
186	輪之内町	岐 阜 県	まちづくり基本条例	H22. 4. 1	△	○	◎	◎	○	○	○	△	○	
187	安 城 市	愛 知 県	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
188	大 口 町	愛 知 県	まちづくり基本条例	H22. 4. 1	△	◎ (役割)	○	○	○	○			○	
189	亀 山 市	三 重 県	まちづくり基本条例	H22. 4. 1	△	○	○	○	○		○	△		
190	生 駒 市	奈 良 県	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	◎	○	○	○	△	○	○	
191	大阪狭山市	大 阪 府	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	◎	○	○	○	○		○	△ (前文)
192	明 石 市	兵 庫 県	自治基本条例	H22. 4. 1	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	
193	防 府 市	山 口 県	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
194	熊 本 市	熊 本 県	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	△
195	合 志 市	熊 本 県	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	◎	○	○	○	○		○	△
196	えびの市	宮 崎 県	自治基本条例	H22. 4. 1	△	△ (責務)	○	○	○	○	△	○	○	
197	出 水 市	鹿 児 島 県	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
198	石 垣 市	沖 縄 県	自治基本条例	H22. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
199	置 戸 町	北 海 道	まちづくり基本条例	H22. 4. 1	△	◎	△	△	△	○	○		○	
200	備 前 市	岡 山 県	まちづくり基本条例	H22. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	△		○	
201	黒松内町	北 海 道	みんなで歩む まちづくり条例	H22. 5. 7	○	◎ (役割)	◎	○	○	○	△		○	
202	南足柄市	神 奈 川 県	自治基本条例	H22.10. 1	◎	△	○	○	○	○	△	△	○	
203	北九州市	福 岡 県	自治基本条例	H22.10. 1	△	○	◎	◎	△	○	○		○	△
204	北 見 市	北 海 道	まちづくり基本条例	H22.12.21	◎	○	◎	◎	○	△	○	○	○	
205	厚 木 市	神 奈 川 県	自治基本条例	H22.12.24	○	○	◎	◎	○		○	○	○	
206	嘉 麻 市	福 岡 県	自治基本条例	H22.12.28	◎	○	◎	◎	○	○	○		△	
207	一 宮 市	愛 知 県	自治基本条例	H23. 1. 1	△	◎	◎	◎	○	○	○		○	
208	練 馬 区	東 京 都	区政推進基本条例	H23. 1. 1	○	○	△	◎	○	○	○		○	
209	新十津川町	北 海 道	まちづくり基本条例	H23. 1. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
210	須 崎 市	高 知 県	自治基本条例	H23. 1. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	△ (前文)
211	新 宿 区	東 京 都	自治基本条例	H23. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○		○	△
212	函 館 市	北 海 道	自治基本条例	H23. 4. 1	○	○	◎	○	○	○	○		○	
213	美 幌 町	北 海 道	自治基本条例	H23. 4. 1	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
214	別 海 町	北 海 道	自治基本条例	H23. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	

	自治体名	都道府県	条 例 名	施行日	上 位 規 範	市 民 の 権 利 ・ 義 務	議 会 の 責 務	行 政 の 責 務	市 参 加 ・ 協 働	住 民 投 票	情 報 共 有	災 害 時 対 応	総 合 計 画	自 治 体 の 基 本 権
215	垂井町	岐阜県	まちづくり基本条例	H23. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○		○	
216	高浜市	愛知県	自治基本条例	H23. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
217	江南市	愛知県	市民自治による まちづくり基本条例	H23. 4. 1	○	○	◎	○	○	○	△	△		
218	島本町	大阪府	まちづくり基本条例	H23. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○		○	
219	基山町	佐賀県	まちづくり基本条例	H23. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○		○	
220	燕市	新潟県	まちづくり基本条例	H23. 4. 1	△	◎	△	△	○	○	○		○	
221	上田市	長野県	自治基本条例	H23. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○		○	
222	長浜市	滋賀県	市民自治基本条例	H23. 4. 1	○	○	△	◎	○	○	△		○	
223	白山市	石川県	自治基本条例	H23. 4. 1		○	◎	◎	○	○	○	○	○	
224	湯沢町	新潟県	まちづくり基本条例	H23. 4. 1	◎	◎ (権利)	◎	○	△	○	○	○	○	
225	上松町	長野県	まちづくり基本条例	H23. 4. 1	◎	◎	◎	○	△	○	○	○	○	
226	刈谷市	愛知県	自治基本条例	H23. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
227	穴穂市	兵庫県	自治基本条例	H23. 4. 1	◎	○	○ (責任)	○ (責任)	○		○	○	○	
228	四万十町	高知県	まちづくり基本条例	H23. 4. 1	◎	○	△	○	○	○	○		○	
229	宮若市	福岡県	自治基本条例	H23. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
230	筑紫野市	福岡県	市民自治基本条例	H23. 6.29	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
231	八潮市	埼玉県	自治基本条例	H23. 7. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	△ (前文)
232	所沢市	埼玉県	自治基本条例	H23. 7. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
233	大磯町	神奈川県	自治基本条例	H23. 9. 1	◎	○	○	○	○	△	○	○	○	
234	和泉市	大阪府	自治基本条例	H23. 9. 1	△	○	◎	○	○	○	○	○	○	
235	魚津市	富山県	自治基本条例	H23. 9.21	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
236	牧之原市	静岡県	自治基本条例	H23.10. 1	○	◎	◎	◎	○	△	○	○	○	△
237	白岡市	埼玉県	自治基本条例	H23.10. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○		
238	阿賀野市	新潟県	まちづくり基本条例	H23.10. 1	○	◎	○	○	○		△	○	○	
239	鳴門市	徳島県	自治基本条例	H23.11. 1	◎	◎	○	○	○	○	○		○	
240	矢板市	栃木県	まちづくり基本条例	H23.11. 1	◎	○	◎	◎	○	△	○	○	○	
241	西和賀町	岩手県	まちづくり基本条例	H24. 1. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
242	山陽小野田市	山口県	自治基本条例	H24. 1. 1	○	○	◎	○	○	△	○	○	○	
243	小田原市	神奈川県	自治基本条例	H24. 1. 1	○	◎ (役割)	○	○	○	○	△			
244 ※	加賀市	石川県	市民主役条例	H24. 4. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	
245	大和郡山市	奈良県	自治基本条例	H24. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	△
246	中標津町	北海道	自治基本条例	H24. 4. 1	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	
247	士別市	北海道	まちづくり基本条例	H24. 4. 1	◎	◎	◎	◎	△	○	○	○	○	
248	久喜市	埼玉県	自治基本条例	H24. 4. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
249	大分市	大分県	まちづくり 自治基本条例	H24. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
250	坂井市	福井県	まちづくり基本条例	H24. 4. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
251	瑞穂市	岐阜県	まちづくり基本条例	H24. 4. 1	△	○	○	○	○	○	○		○	

	自治体名	都道府県	条例名	施行日	上位規	市民の権利・義務	議会の責務	行政の責務	市参加・協働	住民投票	情報共有	災害時対応	総合計画	自治体の基本権
252	近江八幡市	滋賀県	協働のまちづくり基本条例	H24. 4. 1	△	○	○	○	○		○		○	
253	草津市	滋賀県	自治体基本条例	H24. 4. 1	△	◎ (役割)	△	△	○	○	○	○	○	△
254	庄原市	広島県	まちづくり基本条例	H24. 4. 1	◎	○	○	○	○	△	○			
255	丹波市	兵庫県	自治基本条例	H24. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
256	登米市	宮城県	まちづくり基本条例	H24. 4. 1	○	◎	△	△	○		○	○	○	
257	鹿沼市	栃木県	自治基本条例	H24. 4. 1	◎	◎ (役割)	△	△	○	○	○	○	○	
258	西原町	沖縄県	まちづくり基本条例	H24. 4. 1	◎	◎	△	△	○	○	○	○		
259	大空町	北海道	自治基本条例	H24. 6.21	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	
260	米子市	鳥取県	自治基本条例	H24. 6.27		△ (責任)	△	△	○	○	△		○	
261	川根本町	静岡県	まちづくり基本条例	H24. 7. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○		○	
262	三田市	兵庫県	まちづくり基本条例	H24. 7. 1	○	○	◎	○	○	△	○	○	○	
263	庄内町	山形県	みんなが主役のまちづくり基本条例	H24. 7. 1	△	◎ (役割・姿勢)	△	△	○	○	△			
264	南砺市	富山県	まちづくり基本条例	H24. 7. 1	△	○		○	○	○	○		○	
265	七尾市	石川県	まちづくり基本条例	H24. 9. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
266	泉南市	大阪府	自治基本条例	H24.10. 1	△	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
267	東海村	茨城県	まちづくり基本条例	H24.10. 1	○	○		○	○	△	△		○	△ (前文)
268	栃木市	栃木県	自治基本条例	H24.10. 1	◎	○	○	△ (不明確)	○	○	○	○	○	
269	豊後大野市	大分県	まちづくり基本条例	H24.10. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	△
270	三好市	徳島県	まちづくり基本条例	H24.10. 1	◎	○	○	○	○	○		○		
271	相生市	兵庫県	自治基本条例	H24.10. 1	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	
272	鴻巣市	埼玉県	自治基本条例	H24.10. 1	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
273	鈴鹿市	三重県	まちづくり基本条例	H24.12. 1	△	◎	△	△	○	○	△		○	
274	潟上市	秋田県	自治基本条例	H25. 1. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○		
275	北上市	岩手県	自治基本条例	H25. 1. 1	◎	○	◎	◎	○	△	○	○	○	
276	八頭町	鳥取県	自治基本条例	H25. 1. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○		○	
277	新ひだか町	北海道	まちづくり自治基本条例	H25. 1. 7	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
278	斜里町	北海道	自治基本条例	H25. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○		○	
279	栗山町	北海道	自治基本条例	H25. 4. 1	◎	◎	◎	◎	△	○	○	○	○	
280	十和田市	青森県	まちづくり基本条例	H25. 4. 1	△	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
281	掛川市	静岡県	自治基本条例	H25. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
282	新城市	愛知県	自治基本条例	H25. 4. 1	△	○	○	○	○	○	○		○	
283	糸島市	福岡県	まちづくり基本条例	H25. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
284	西脇市	兵庫県	自治基本条例	H25. 4. 1	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
285	調布市	東京都	自治の理念と市政運営に関する基本条例	H25. 4. 1	△	◎ (役割)	△	△	○		△	○	○	△ (前文)
286	山北町	神奈川県	自治基本条例	H25. 4. 1	△	○	◎	◎	○	○	△		○	
287	富士河口湖町	山梨県	自治基本条例	H25. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	△

	自治体名	都道府県	条例名	施行日	上位規	市民の権利・義務	議会の責務	行政の責務	市参加・協働	住民投票	情報共有	災害時対応	総合計画	自治体の基本権
288	碧南市	愛知県	協働のまちづくりに関する基本条例	H25. 4. 1	○	○		○	○		○		△	
289	岩倉市	愛知県	自治基本条例	H25. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
290	佐用町	兵庫県	まちづくり基本条例	H25. 4. 1	△	◎ (役割)	○	○	○		○	○	○	
291	むかわ町	北海道	まちづくり基本条例	H25. 4. 1	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	
292	臼杵市	大分県	まちづくり基本条例	H25. 4. 1	◎	○	◎	○	○	△	○	○	○	△
293	杵築市	大分県	自治基本条例	H25. 7. 1	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	
294	愛荘町	滋賀県	自治基本条例	H25. 7. 1	◎	◎ (役割)	○	◎	○	○	○	○		
295	福崎町	兵庫県	自治基本条例	H25. 7. 1	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	
296	横手市	秋田県	自治基本条例	H25.10. 1	○	◎	○	○	○	○	△		○	
297	姫路市	兵庫県	まちづくりと自治の条例	H25.12.20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (前文)
298	東郷町	愛知県	自治基本条例	H26. 1. 1	△	○	○	○ (町長)	○	○	○	○	○	
299	南風原町	沖縄県	まちづくり基本条例	H26. 1. 1	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	
300	門真市	大阪府	自治基本条例	H26. 1. 1	◎	◎ (役割)	△	△	○		○		○	
301	恵庭市	北海道	まちづくり基本条例	H26. 1. 1	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○	
302	郡上市	岐阜県	住民自治基本条例	H26. 3.27	△	○	◎	○	○	○		○	○	
303	湧別町	北海道	自治基本条例	H26. 4. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	
304	小樽市	北海道	自治基本条例	H26. 4. 1	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	
305	旭川市	北海道	まちづくり基本条例	H26. 4. 1		◎ (役割)	○	○	○		○	○	○	
306	佐賀市	佐賀県	まちづくり基本条例	H26. 4. 1	△	○	◎	◎	○	○	○	○	○	
307	日田市	大分県	自治基本条例	H26. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
308	中井町	神奈川県	自治基本条例	H26. 4. 1	◎	○	△ (不明確)	△ (不明確)	○	○	○		○	
309	白河市	福島県	自治基本条例	H26. 4. 1	○	◎	△	△	○		○	○	△	
310	大田原市	栃木県	自治基本条例	H26. 4. 1	◎	○	◎	◎	○	○	△	○	○	
311	真岡市	栃木県	自治基本条例	H26. 4. 1	○	○	○	○	○	○	○		△	
312	下野市	栃木県	自治基本条例	H26. 4. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	△
313	益子町	栃木県	まちづくり基本条例	H26. 4. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
314	上牧町	奈良県	まちづくり基本条例	H26. 4. 1	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	